

御坊市空き家仲介手数料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、御坊市（以下「市」という。）に所在する空き家の活用による移住・定住の促進及び地域の活性化を図るため、空き家の売買又は賃貸借契約に要する仲介手数料を支払った者に対し、予算の範囲内において御坊市空き家仲介手数料補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、御坊市補助金等交付規則（昭和53年規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) わかやま空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から登録申請を受けた情報を、空き家の利用を希望する者に対し提供等を行う和歌山県が実施する制度をいう。
- (2) 空き家 わかやま空き家バンクに登録されている個人が所有する市内に所在する居住を目的とした家屋（家屋に付随する建物工作物及びこれらの敷地を含む。）をいう。
- (3) 所有者 空き家に係る所有権を有し、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (4) 利用登録者 わかやま空き家バンクにて情報利用者登録の申請を行い、登録されている者で、5年以上は補助の対象となる空き家に定住する意思のある者をいう。
- (5) 仲介手数料 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項に規定する宅地建物取引業者が受けることのできる報酬をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金交付の対象となる所有者は、仲介手数料を支払った者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 利用登録者（3親等内の親族を除く。）と空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結した者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (4) その他市長がこの補助金の趣旨に照らし、これを交付することが適当でないと認める者でないこと。

2 補助金交付の対象となる利用登録者は、仲介手数料を支払った者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 所有者（3親等内の親族を除く。）と空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結した者
- (2) 前項第2号から第4号までに該当する者
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、所有者と利用登録者の間で売買又は賃貸借契約が成立したときに、所有者又は利用登録者が宅地建物取引業者に支払った仲介手数料の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てた額）とし、売買の場合は10万円、賃貸の場合は5万円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、御坊市空き家仲介手数料補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 物件に係る売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (2) 宅地建物取引業者に支払った仲介手数料の領収書の写し
- (3) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (4) 建物及び土地の全部事項証明書の写し（売買契約を締結した利用登録者のみ）
- (5) 住民票の写し（利用登録者のみ）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請ができる期間は、仲介手数料の支払をした日の属する年度の3月31日（同日が御坊市の休日を定める条例（平成2年条例第3号）に規定する市の休日の場合は、その直前の休日でない日）までとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認められるときは御坊市空き家仲介手数料補助金交付決

定（及び額確定）通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果補助金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における補助金の交付ができない場合は、速やかに御坊市空き家仲介手数料補助金不交付決定通知書（様式第4号）によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第7条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、30日以内に御坊市空き家仲介手数料補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、御坊市空き家仲介手数料補助金返還命令通知書（様式第6号）により、補助金の返還を命ずることができるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。